

永平寺町鳥獣被害対策実施隊の設置及び管理等に関する規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和6年4月8日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町規則第14号

永平寺町鳥獣被害対策実施隊の設置及び管理等に関する規則の一部を改正する規則

永平寺町鳥獣被害対策実施隊の設置及び管理等に関する規則(平成24年永平寺町規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条中「や有害鳥獣個体数減少を図るため捕獲作業及び情報収集等を行う」を「の捕獲等、防護柵の設置その他の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に行う」に改める。

第5条第2号中「(社)福井県猟友会高志支部会員で町内に在住する者」を「集落における農作物被害対策を積極的に取り組むことが見込まれる者。」に改め、同号に後段として次のように加える。

なお、野生鳥獣の捕獲業務に従事する者は、捕獲手法に応じた狩猟免許を保有していることとする。

第5条第3号中「JA、森林組合等農林業に係る団体職員」を削り、同条第4号中「その他町内に在住し、鳥獣害対策に協力する者で町及び地区が推薦する者」を削る。

第8条第2項中「鳥獣被害防止特措法を実施するための基本的な指針3(実施体制の整備)イ・ロ」を「永平寺町有害鳥獣捕獲隊の編成方針」に改める。

附 則

この規則は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。